

部長及び参事官

殿

所 属 長

総務発第72号

平成28年3月10日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】

平成29年2月1日総務発第22号改正

平成30年3月1日総務発第44号改正

令和2年9月18日総務発第281号改正

令和3年3月15日総務発第64号改正

令和4年2月18日県民発第28号改正

高知県警察音楽隊運営要綱の制定について（通達甲）

高知県警察音楽隊の運営については、「高知県警察音楽隊運営要綱の改正について（例規）」（昭和37年4月9日高秘書発第47号）に基づき運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該運営について、別添のとおり「高知県警察音楽隊運営要綱」を定め、平成28年3月22日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

## 高知県警察音楽隊運営要綱

### 第1 設置

高知県警察本部に高知県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）を置く。

### 第2 任務

音楽隊は、音楽を通じて警察広報活動を効果的に推進することを任務とする。

### 第3 事務の主管

音楽隊に関する事務は、県民支援相談課において行う。

### 第4 組織等

#### 1 組織

音楽隊は、高知県警察職員をもって組織する。

#### 2 指定

- (1) 音楽隊員（以下「隊員」という。）は、県民支援相談課長の推薦に基づき、その都度、本部長が指定するものとし、当該指定は、別記第1号様式の音楽隊員指定書を被指定者に交付することにより行うものとする。
- (2) 県民支援相談課以外の所属に勤務する隊員については、県民支援相談課兼務とする。
- (3) 隊員の指定期間は、原則として1年とする。ただし、再指定を妨げない。
- (4) 本部長は、隊員にその任務の遂行に適さない理由があると認めるときは、隊員の指定を解除するとともに、その旨を当該隊員の所属へ通知するものとする。

#### 3 編成

- (1) 音楽隊は、隊長、副隊長及び次に掲げる隊員で編成する。

楽長 1人

副楽長 2人以内

隊員 楽長及び副楽長を含み、30人程度とする。ただし、実働人員（休職、育児休業等により音楽隊の活動に従事できない隊員以外の者をいう。）を常時25人程度確保することとする。

- (2) 隊長にあつては県民支援相談課長を、副隊長にあつては県民支援相談課次長をもって充てる。
- (3) 楽長及び副楽長は、隊員のうちから隊長が指名するものとする。ただし、楽長は、原則として県民支援相談課に配置するものとする。

#### 4 隊長等の任務

- (1) 隊長は、音楽隊を統轄し、隊員の指揮監督、教養及び訓練の実施並びに

楽器、備品等の維持管理を行うとともに、関係所属等と必要な調整を行うものとする。

(2) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在のときは、その職務を代行するものとする。

(3) 楽長は、隊長の指揮を受けて、音楽隊の運用に関する事務を行うほか、音楽技術の指導及び演奏の指揮に当たるものとする。

(4) 副楽長は、楽長を補佐し、楽長が不在のときは、その職務を代行するものとする。

## 第5 服務等

### 1 服務

隊員は、平素各所属において勤務し、音楽の派遣演奏、教養訓練を受ける場合に隊員として隊長の指揮監督に服するものとする。

### 2 隊員の心得

隊員は、常に音楽技術の研修に励み、団結して任務の達成に努めなければならない。

### 3 楽器の保存管理

(1) 楽長は、常に楽器の適正な保存管理に配慮しなければならない。

(2) 隊員は、常に楽器その他の備品等の保存手入れを行わなければならない。

(3) 楽器は、隊員に貸与することができる。

(4) 隊員は、楽器の貸与を受けたときは、常にその楽器が良好な状態にあるように管理しなければならない。

### 4 点検

隊長は、隊員の服装、楽器等の保存手入れの状況について、適宜点検しなければならない。

### 5 日誌の作成

音楽隊は、別記第2号様式の音楽隊日誌を備え、必要な事項を記録しておかななければならない。

## 第6 教養訓練等

### 1 教養訓練

音楽隊の教養訓練は、次に掲げる区分により行う。

#### (1) 定期訓練

原則として、毎週水曜日に行うものとする。

#### (2) 派遣前訓練

派遣演奏に向けて、2回程度行うものとする。

#### (3) 特別訓練

ア 四国4県警察音楽隊演奏会に向けて、おおむね50日間行うものとする。

イ 新たに指定された隊員に対しておおむね5日間行うものとし、隊長から指定を受けた隊員が指導に当たるものとする。

ウ その他隊長の判断により必要に応じて随時行うものとする。

## 2 講師の委嘱

隊長は、音楽隊の技術指導のため、部外講師を委嘱することができる。

## 3 講習会への派遣等

本部長は、隊員の技術向上のため、隊員を警察庁等の推薦する講習会に派遣するとともに、必要があると認めるときは、合宿、遠征等による訓練の実施を命ずるものとする。

## 第7 派遣

### 1 派遣申請

音楽隊の派遣申請は、原則として派遣を要する日の属する月の前月15日までに別記第3号様式の警察音楽隊派遣申請書により行うものとする。

### 2 派遣演奏

音楽隊の派遣演奏は、次の基準により本部長が命ずる。

- (1) 警察が主催し、又は共催する警察広報を目的とした諸行事であること。
- (2) その他本部長が必要と認めるものであること。

## 第8 表彰

音楽隊の活動を通じて警察広報に功労があった隊員に対し、次の表のとおり表彰を行うものとする。

表彰の種別	表彰の基準
本部長賞詞 (2級)	隊員として通算して20年以上活動した者であって、広報活動に特に顕著な功労が認められるもの
本部長賞誉	隊員として通算して10年以上活動した者であって、広報活動に多大な功労が認められるもの
警務部長賞	隊員として通算して5年以上活動した者であって、広報活動に功労が認められるもの

注：休職、育児休業の期間は、隊員としての活動期間から除外する。

## 第9 所属長の責務

隊員が属する所属の長は、音楽隊の活動に積極的に協力するとともに、その活動が自所属の隊員の週休日に行われるときは、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更等を行い、音楽隊の活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

別記

第1号様式（第4関係）

音楽隊員指定書

(氏名)	(所属)
	(階級)
(指定内容)	
年度 高知県警察音楽隊員 に指定する	
年 月 日	
高知県警察本部長	
警視長 	

第2号様式 (第5関係)

音楽隊日誌

隊長	副隊長	楽長	年 月 日 ( ) 天候
種 別	<input type="checkbox"/> 派遣 ( <input type="checkbox"/> パレード <input type="checkbox"/> 演奏 <input type="checkbox"/> ドリル演奏 ) <input type="checkbox"/> 部外 <input type="checkbox"/> 部内 <input type="checkbox"/> 訓練 ( <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 派遣前 <input type="checkbox"/> 特別 )		
場 所			
時 間	午 時 分 から 午 時 分 まで		
人 員	・出席 人 ・欠席 人		
内 容 (演奏時間等)			



第3号様式（第7関係）

年 月 日

高知県警察本部長 殿

申請者  
住所  
氏名  
(担当責任者)  
  
(電話番号)

警察音楽隊派遣申請書

次のとおり警察音楽隊の派遣を申請します。

行事名	
主催者	
演奏日時	年 月 日 ( ) 午 時 分 から 午 時 分 まで
演奏場所	
演奏種別	1 パレード (距離約 キロ) ※要コース図 2 演奏 (屋内・屋外) 3 ドリル演奏
参集人員	約 人
会場設備	ステージ(有・無) マイク設備(有・無) 電源(有・無)
参考事項 (希望曲等要望事項)	